## 〇中央労働委員会訓第2号

(部内一般)

中央労働委員会行政文書管理規則を次のように定める。

平成23年4月1日

平成25年4月8日 一部改正

平成26年7月1日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成30年3月30日 一部改正

平成31年3月29日 一部改正

令和4年3月28日 一部改正

令和4年6月27日 一部改正

令和6年3月26日 一部改正

令和7年3月25日 一部改正

中央労働委員会会長 菅野 和夫

中央労働委員会行政文書管理規則

# 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 管理体制(第3条-第8条)
- 第3章 作成(第9条-第11条)
- 第4章 整理(第12条-第14条)
- 第5章 保存(第15条-第17条)
- 第6章 行政文書ファイル管理簿(第18条・第19条)
- 第7章 保存期間の延長、移管、廃棄(第20条-第22条)
- 第8章 点検、監査及び管理状況の報告等(第23条-第25条)
- 第9章 研修 (第26条·第27条)
- 第10章 秘密文書等の管理(第28条)
- 第11章 補則(第29条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号。以下「法」

という。)第10条第1項の規定に基づき、中央労働委員会(以下「委員会」という。)に おける行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - 一 「行政文書」とは、委員会の委員(あっせん員を含む。)若しくは事務局の職員が職務 上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下 同じ。)であって、委員会の委員若しくは事務局の職員が組織的に用いるものとして、 委員会が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
  - 二 「行政文書ファイル等」とは、委員会における能率的な事務又は事業の処理及び行政 文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間を同 じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文 書ファイル」という。)及び単独で管理している行政文書をいう。
  - 三 「行政文書ファイル管理簿」とは、委員会における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する 日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿 をいう。
  - 四 「移管・廃棄簿」とは、委員会の行政文書ファイル等を、法第2条第3項第1号に規定する独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)に移管し、又は廃棄した場合に、その名称及び移管日又は廃棄日その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
  - 五 この訓令において「事務局」とは、労働組合法(昭和24年法第174号)第19条の 11第1項の規定により委員会にその事務を整理するために置かれる事務局をいい、「事 務局長」とは、その長をいう。
  - 六 この訓令において「課」とは、厚生労働省組織令の規定により事務局に置かれる課及 び厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)に規定する室並びに中央労働 委員会事務局の内部組織に関する訓令(平成13年厚生労働省・中央労働委員会訓第1 号)の規定により置かれる室であって、別に総務課長が定めるものをいい、「課長」と は、これらの長をいう。
  - 七 この訓令において「地方事務所」とは、労働組合法第19条の11第2項の規定により事務局に置かれる地方事務所をいい、「所長」とは、これらの長をいう。

- 八 「標準文書保存期間基準」(以下「保存期間表」という。)とは、職員が適切に行政文書ファイル等の保存期間を設定できるように定められた基準をいう。
- 九 「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 委員会に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、事務局長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
  - 一 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
  - 二 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
  - 三 行政文書の管理に関する研修の実施
  - 四 組織の新設、改正及び廃止に伴う必要な措置
  - 五 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
  - 六 その他行政文書の管理に関する事務の総括

(総括文書管理者代理)

- 第3条の2 委員会に総括文書管理者代理1名を置く。
- 2 総括文書管理者代理は、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 総括文書管理者代理は、命を受け、委員会における行政文書の管理の適正な実施に係る総括文書管理者の事務を代理する。

(副総括文書管理者)

- 第4条 委員会に副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐 するものとする。

(文書管理者)

- 第5条 文書管理者には、課長又は所長をもって充てる。
- 2 文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者とする。
- 3 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
  - 一 保存
  - 二 保存期間が満了したときの措置の設定

- 三 行政文書ファイル管理簿への記載
- 四 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- 五 管理状況の点検等
- 六 保存期間表の作成
- 七 行政文書の作成、整理その他の行政文書の管理に関する職員の指導 (文書管理担当者)
- 第6条 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。
- 2 文書管理者は、文書管理担当者を指名したときは、速やかに、その氏名、役職等を総 括文書管理者に報告しなければならない。

(監査責任者)

- 第7条 委員会に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、総務課広報調査室長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。 (職員の責務)
- 第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者、 文書管理者及び文書管理担当者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者及び文書管理担当者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、 法第1条の目的の達成に資するため、委員会における経緯も含めた意思決定に至る過程 並びに委員会の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、 処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

- 第10条 職員は、別表第1に掲げられた業務について文書を作成するときは、当該業務の 経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌するものとする。
- 2 職員は、前条の文書主義の原則に基づき、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る 政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(職員と職員以外 の者との折衝等を含む。以下「打合せ等」という。)の記録については、文書を作成する ものとする。
- 3 職員は、歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされ

るようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であることから、保存期間満了時には原則として国立公文書館へ移管する文書として、記録を作成するものとする。

4 職員は、法令等の定めにより紙媒体での作成若しくは保存が義務付けられている場合 又は電子的に管理することにより業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作 成又は取得するものとする。

(適切かつ効率的な文書作成)

- 第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則 として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。この場合 において、当該文書の作成に関し、部局長等の上位の職員から指示があったときは、当 該職員の確認も経るものとする。
- 2 職員と職員以外の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、当該打合せ等に出席した当該職員による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等に出席した当該職員以外の者(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、当該相手方による確認を経ること等により、正確性の確保を期するものとする。この場合において、相手方の発言部分等について記録を確定し難いときは、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 3 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板 等を活用し職員の利用に供するものとする。
- 4 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 第12条 職員は、次条及び第14条の規定に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
  - 一 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び 保存期間の満了する日を設定すること。
  - 二 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめる こと。

三 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保 存期間の満了する日を設定すること。

(分類及び名称)

第13条 行政文書ファイル等については、委員会の事務及び事業の性質、内容等に応じて 系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。この場合において、別表 第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類しなければならない。

(保存期間)

- 第14条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。
- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合には、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 職員は、第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従うものとする。
- 4 第 12 条第 1 号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第 2 条第 6 項に規定する歴史公文書等に該当する行政文書(以下「歴史公文書等」という。)にあっては、1 年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第 12 条第 1 号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しない行政文書であっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となるものについては、原則として 1 年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第12条第1号の保存期間の設定において、次の各号のいずれかに該当する文書(前2 項に規定する行政文書を除く。)は保存期間を1年未満と設定することができる。
  - 一 正本又は原本が別に管理されている行政文書の写し
  - 二 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
  - 三 出版物又は公表物を編集した文書
  - 四 委員会の所掌事務に関する事実関係についての問合せへの応答
  - 五 明白な誤りがある等により客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
  - 六 意思決定に至る過程で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの
  - 七 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- 7 第12条第1号の保存期間の設定において、通常は1年未満の保存期間を設定する行政 文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む等により合理的な跡付け又は

検証に必要となるものについては、1年以上の保存期間を設定するものとする。

- 8 第 12 条第 1 号の保存期間の起算日は、公文書等の管理に関する法律施行令(平成 22 年政令第 250 号。以下「施行令」という。)第 8 条第 5 項の規定に基づき、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月 1日とする。ただし、文書作成取得日から 1 年以内の日であって4月 1 日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月 1 日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第12条第3号の保存期間は、施行令第8条第5項の規定に基づき、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第 12 条第 3 号の保存期間の起算日は、施行令第 8 条第 7 項の規定に基づき、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

- 第15条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- 2 行政文書ファイル保存要領には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 紙文書の保存場所及び方法
  - 二 電子文書の保存場所及び方法
  - 三 引継ぎの手続
  - 四 その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

- 第16条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、 当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければなら ない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。
- 第16条の2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合又は電子的に管理することにより業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理するものとする。

(集中管理の推進)

第17条 委員会における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理者が定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第18条 行政文書ファイル管理簿は、施行令第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。
- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた 事務所に備えて一般の閲覧に供するものとする。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、 当該事務所の場所を官報で公示するものとする。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第 19 条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、その現に管理する行政文書ファイル等 (保存期間が1年以上のものに限る。) について、施行令第 11 条第 1 項各号に掲げる事 項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 行政文書ファイル管理簿の記載に当たっては、行政文書ファイル等の名称が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないような方法で記載しなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移 管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿 の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者 が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第20条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満 了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定め なければならない。
- 2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は 総括文書管理者の確認を得るものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行うに当たっては、国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第22条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

- 第21条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。 (移管又は廃棄)
- 第22条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第20条第1項の規定により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 法第8条第2項の規定による協議は、総括文書管理者を通じて行うものとする。この場合において、同項後段の内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該文書管理者は、行政文書の管理に関するガイドライン(平成23年4月1日府公第48号内閣総理大臣通知別添)第7の3の(2)後段に定めるところにより、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。
- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第14条第6 項各号に掲げる文書に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとする ときは、同条第4項、第5項又は第7項のいずれにも該当しないことを確認した上で、 廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は、あらかじめ一定の期間を定め、 その期間内にこの項の規定に基づき廃棄した行政文書ファイル等の類型及び廃棄時期を 記録し、当該期間終了後速やかに、一括して公表するものとする。
- 4 法第8条第3項の規定に基づき中央労働委員会会長が意見を付すに当たっては、文書

管理者は、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。この場合において、文書管理者は、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理由を記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。

- 5 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等 について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものと する。

第8章 点検、監査及び管理状況の報告等

(点検及び監査)

- 第23条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理の状況について、少なくと も毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者及び総括文書管理者代理に報告 しなければならない。
- 2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、 その結果を総括文書管理者及び総括文書管理者代理に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文 書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第24条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、 直ちに総括文書管理者及び総括文書管理者代理に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、前項の報告を受けたときは、速やかに被 害拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事業の内容、影響等に応じて、中 央労働委員会会長に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 第25条 法第9条第1項の規定による報告は、総括文書管理者を通じて行うものとする。
- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求めがあった場合及び実 地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

- 第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために 必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。 この場合において、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けら れる環境を提供しなければならない。
- 2 文書管理者は、毎年度一回、前年度における前項の研修の受講状況を、総括文書管理 者に報告しなければならない。

(研修への参加)

- 第27条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に 職員を積極的に参加させなければならない。
- 2 職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(秘密文書等の管理)

- 第28条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)又は重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)については、次の各号に掲げる種類に区分し、指定する。
  - 一 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるお それのある情報を含む行政文書
  - 二 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない 情報を含む極秘文書以外の行政文書
- 2 秘密文書の指定は、極秘文書については事務局長又は審議官が、秘文書については課 長又は所長が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第3項に おいて同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」 という。)、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
- 3 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。) が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、 期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政 文書の保存期間を超えることができないものとする。

- 4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- 5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- 6 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- 7 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- 8 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、中央労働委員会会長に報告するものとする。
- 9 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- 10 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(細則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
  - (中央労働委員会文書管理規程の廃止)
- 2 中央労働委員会文書管理規程(平成13年中央労働委員会訓第2号)は廃止する。 (中央労働委員会における外部の労働者からの公益通報に対する事務手続に関する訓令 の一部改正)
- 3 中央労働委員会における外部の労働者からの公益通報に対する事務手続に関する訓令 (平成22年中央労働委員会訓第1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「中央労働委員会文書管理規程(平成13年中央労働委員会訓第2号)」を「中央労働委員会行政文書管理規則(平成23年中央労働委員会訓第2号)」に改める。

附 則(平成25年4月8日中央労働委員会訓第1号)

(施行期日)

この訓令は、平成25年4月8日から施行する。

附 則(平成26年7月1日中央労働委員会訓第1号)

(施行期日)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日中央労働委員会訓第1号)

(施行期日)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日中央労働委員会訓第2号)

(施行期日)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日中央労働委員会訓第3号)

(施行期日)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日中央労働委員会訓第1号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この訓令による改正後の中央労働委員会行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第14条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 第3条 新規則第14条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である 行政文書について適用する。
- 第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則(令和4年6月27日中央労働委員会訓第3号)

(施行期日)

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日中央労働委員会訓第1号)

(施行期日)

- 第1条 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 第2条 この訓令による改正後の中央労働委員会行政文書管理規則第20条第3項ただし

書き及び別表第2の2(6)①のただし書の規定は、文書管理システムが改修された当該日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則(令和7年3月25日中央労働委員会訓第1号)(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第10章、別表第2の重要 経済安保情報に係る規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の 施行の日(令和7年5月16日)から施行する。

		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			(施行令別表の該当項)	W.11 W11b1	X PT 1/3
法令		廃及びその経緯			
1	法律の制	(1)立案の検	①立案基礎文書(一の項イ)	20 年	・基本方針
	定又は改	討			•基本計画
	廃及びそ				・条約その他の国際約束
	の経緯				•大臣指示
					・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会等	-	•開催経緯
			文書(一の項イ)		•諮問
					・議事の記録
					•配付資料
					•中間答申、最終答申、中間報
			③立案の検討に関する調査研究		・外国・自治体・民間企業の状
			文書(一の項イ)		況調査
					・関係団体・関係者のヒアリン
					グ
		(2)法律案の	法律案の審査の過程が記録され		•法制局提出資料
		審査	た文書(一の項ロ)		•審査録
		(3)他の行政	行政機関協議文書(一の項ハ)	=	・各省への協議案
		機関への			・各省からの質問・意見
		協議			・各省からの質問・意見に対す
					る回答
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及		・5点セット(要綱、法律
			び閣議に提出された文書(一の		案、理由、新旧対照条
			項二)		文、参照条文)
					▪閣議請議書
					•案件表
					•配付資料
		(5)国会審議	国会審議文書(一の項へ)		・議員への説明
					•趣旨説明
					•想定問答
					•答弁書
					•国会審議録
					•内閣意見案
					・同案の閣議請議書
<u> </u>					

	± <del>-</del> =	***** O F /\	当該業務に係る行政文書の類型	/C +- #1 88	
	事 項	業務の区分	(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他の		•官報
		その他の公 布	公布に関する文書(一の項ト)		
		(7)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定の		・外国・自治体・民間企業の状
		運用の基準	ための調査研究文書(一の項チ)		況調査
		の設定			・関係団体・関係者のヒアリング
					└ ▪逐条解説
			ための決裁文書(一の項チ)		・ガイドライン
					・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
2	条約その	(1)締結の検	 ①外国(本邦の域外にある国又は	30 年	· 交渉開始の契機
	他の国際	討	地域をいう。)との交渉に関する		• 交渉方針
	約束の締		文書及び解釈又は運用の基準の		•想定問答
	結及びそ		設定のための決裁文書(二の項イ		•逐条解説
	の経緯		及び二)		
			2他の行政機関の質問若しくは		 ・各省への協議案
			意見又はこれらに対する回答に		・各省からの質問・意見
			関する文書その他の他の行政機		・各省からの質問・意見に対す
			関への連絡及び当該行政機関と		る回答
			の調整に関する文書(二の項口)		
					・外国・自治体・民間企業の状
			の検討に関する調査研究文書及		況調査
			び解釈又は運用の基準の設定の		・関係団体・関係者のヒアリン
			ための調査研究文書(二の項ハ及		グ
			び二)		•情報収集•分析
		(2)条約案の	条約案その他の国際約束の案の		•法制局提出資料
		審査	審査の過程が記録された文書(二		•審査録
			の項ハ)		
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及	20 年(保	•閣議請議書
			び閣議に提出された文書(二の項	存期間満	•案件表
			=)	了時の措	•配付資料
		(4)国会審議	国会審議文書(二の項二)	置を廃棄	・議員への説明
				の措置と	•趣旨説明
				定めた文書	·想定問答
				(経済協	•答弁書
				力関係等	•国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類	で定型化	•条約書•署名本書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
			する文書(二の項木)	し、重要性	•調印書
				がないも	•批准•受諾
				の)につい	・批准書の寄託に関する文
				ては 30	書
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他の	年)	・官報
		その他の公	公布に関する文書(二の項二)		
		布			
3	政令の制	(1)立案の検	①立案基礎文書(一の項イ)	20 年	•基本方針
	定又は改	討			•基本計画
	廃及びそ				・条約その他の国際約束
	の経緯				·大臣指示
					・政務三役会議の決定
					 ·開催経緯
			文書(一の項イ)		•諮問
					・議事の記録
					•配付資料
					•中間答申、最終答申、中
					間報告、最終報告、建議、
			3立案の検討に関する調査研究		·外国·自治体·民間企業
			文書(一の項イ)		の状況調査
					・関係団体・関係者のヒア
					リング
		(2)政令案の	政令案の審査の過程が記録され		•法制局提出資料
		審査	た文書(一の項ロ)		•審査録
		(3)意見公募	意見公募手続文書(一の項ハ)		•政令案
		手続			•趣旨、要約、新旧対照条
					文、参照条文
					•意見公募要領
					•提出意見
					・提出意見を考慮した結果
					及びその理由
		(4)他の行政	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案
		機関への協			・各省からの質問・意見
		議			・各省からの質問・意見に
		(-) BB 5-4			対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書及		•5点セット(要綱、政令
			び閣議に提出された文書(一の項		案、理由、新旧対照条文、

	 事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
	1		(施行令別表の該当項)		Comments to
			<u>=</u> )		参照条文)
					•閣議請議書
					•案件表
					•配付資料
		(6)官報公示	官報公示に関する文書その他の		•官報
		その他の公	公布に関する文書(一の項ト)		
		布			
		(7)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定の		·外国·自治体·民間企業
		運用の基準	ための調査研究文書(一の項チ)		の状況調査
		の設定	②解釈又は運用の基準の設定の		・関係団体・関係者のヒア
			ための決裁文書(一の項チ)		リング
					•逐条解説
					・ガイドライン
					・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
4	省令その	(1)立案の検	①立案基礎文書(一の項イ)	20 年	•基本方針
	他の規則	討			•基本計画
	の制定又				・条約その他の国際約束
	は改廃及				·大臣指示
	びその経				・政務三役会議の決定
	緯		②立案の検討に関する審議会等	•	 ·開催経緯
			文書(一の項イ)		•諮問
					・議事の記録
					•配付資料
					•中間報告、最終報告、提
			③立案の検討に関する調査研究		・外国・自治体・民間企業
			文書(一の項イ)		の状況調査
					・関係団体・関係者のヒア
					リング
		(2)意見公募	意見公募手続文書(一の項ハ)		·省令案·規則案
		手続			•趣旨、要約、新旧対照条
					文、参照条文
					•意見公募要領
					•提出意見
					・提出意見を考慮した結果
		(a) like a /= =!			及びその理由
		(3)他の行政	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案

	 事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			(施行令別表の該当項)		7 111
		機関への協			・各省からの質問・意見
		議			・各省からの質問・意見に
		( . ) # .   <del>-   .  </del>	1) A 2 - 11 - 15 - 1 - 1 - 1 - 1	-	対する回答
		(4)制定又は	省令その他の規則の制定又は改		・省令案・規則案
		改廃	廃のための決裁文書(一の項木) 		•理由、新旧対照条文、参
		(5)南田八二	ウセハニに明まてきまた。ので	-	照条文
		(5)官報公示	官報公示に関する文書(一の項		· 官報
		(6)紹亚口口(十	ト)	 <del> </del>	서로 효상사 모레스*
		(6)解釈又は	①解釈又は運用の基準の設定の		・外国・自治体・民間企業
		運用の基準	ための調査研究文書(一の項チ)		の状況調査
		の設定			・関係団体・関係者のヒア
				-	リング
			②解釈又は運用の基準の設定の		•逐条解説
			ための決裁文書(一の項チ)		・ガイドライン
					・訓令、通達又は告示
			L 7 A = + - 1	10404	・運用の手引
		機関の長で構成	される会議又は省議(これらに準ずる:	ものを含む。)	の决定乂は∫解及びそ 
	経緯	(1)マダー	○明学ナナルフ↓ ゆのカギナ妻	00 Æ	<b>华 7 华 山 柳 笠</b>
5	閣議の決	(1)予算に	①閣議を求めるための決裁文書	20 年	- 歳入歳出概算
	定又は了	関する閣議	及び閣議に提出された文書(三の		・予算書(一般会計・特別
	解及びそ	の求め及び	項イ)		会計•政府関係機関)
	の経緯	予算の国会			- 概算要求基準等
		提出その他			■閣議請議書
		の重要な経			- 案件表
		緯			•配付資料
			②予算その他国会に提出された		•予算書(一般会計•特別
			文書(三の項ハ)		会計•政府関係機関)
			0.000	_	• 予算参考資料
		(2)決算に関	①閣議を求めるための決裁文書		・決算書(一般会計・特別
		する閣議の	及び閣議に提出された文書(三の		会計•政府関係機関)
		求め及び決	項イ)		•調書
		算の国会提			• 予備費使用書
		出その他の			•閣議請議書
		重要な経緯			•案件表
					•配付資料
			②決算に関し、会計検査院に送付	-	•決算書(一般会計•特別
			した文書及びその検査を経た文		会計•政府関係機関)
			書(三の項口)		(※会計検査院保有のもの

+ -	W 75 0 = 1)	当該業務に係る行政文書の類型	/m -t- ++===	- U
事 項	業務の区分	(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
		(2017) [227]		を除く。)
		③歳入歳出決算その他国会に提		•決算書(一般会計•特別
		出された文書(三の項ハ)		会計•政府関係機関)
	(3)質問主意	①答弁の案の作成の過程が記録		•法制局提出資料
	書に対する	された文書(四の項イ)		•審査録
	答弁に関す			 ·答弁案
	る閣議の求	及び閣議に提出された文書(四の		•閣議請議書
	め及び国会	項口)		•案件表
	に対する答			•配付資料
	弁その他の			· 答弁書
	重要な経緯	/\)		
	(4)基本方	①立案基礎文書(五の項イ)		•基本方針
	針、基本計			•基本計画
	画又は白書			・条約その他の国際約束
	その他の閣			•大臣指示
	議に付された			・政務三役会議の決定
	案件に関す	②立案の検討に関する審議会等		- 開催経緯
	る立案の検	文書(五の項イ)		- 諮問
	討及び閣議			・議事の記録
	の求めその			•配付資料
	他の重要な			•中間答申、最終答申、中
	経緯(1の項			間報告、最終報告、建議、
	から4の項			提言
	まで及び5	 ③立案の検討に関する調査研究		·外国·自治体·民間企業
	の項(1)から	文書(五の項イ)		の状況調査
	(3)までに掲			・関係団体・関係者のヒア
	げるものを			リング
	除く。)			・任意パブコメ
		 ④行政機関協議文書(五の項ロ)		·各省への協議案
				・各省からの質問・意見
				・各省からの質問・意見に
				対する回答
		 ⑤閣議を求めるための決裁文書		 •基本方針案
		及び閣議に提出された文書(五の		•基本計画案
		項ハ)		•白書案
				•閣議請議書
				•案件表

	 事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			(施行令別表の該当項)		
					•配付資料
6	関係行政	関係行政機	①会議の決定又は了解に係る案	10 年	・基本方針
	機関の長	関の長で構	の立案基礎文書(六の項イ)		・基本計画
	で構成さ	成される会			・条約その他の国際約束
	れる会議	議の決定又			・総理指示
	(これに	は了解に関	②会議の決定又は了解に係る案		·外国·自治体·民間企業
	準ずるも	する立案の	の検討に関する調査研究文書(六		の状況調査
	のを含む。	検討及び他	の項イ)		・関係団体・関係者のヒア
	この項に	の行政機関			リング
	おいて同	への協議そ	3会議の決定又は了解に係る案		・各省への協議案
	じ。)の決	の他の重要	の検討に関する行政機関協議文		・各省からの質問・意見
	定又は了	な経緯	書(六の項イ)		・各省からの質問・意見に
	解及びそ				対する回答
	の経緯		 ④会議の検討のための資料とし		
			て提出された文書(六の項ロ)及		・議事の記録
			び会議(国務大臣を構成員とする		
			会議に限る。)の議事が記録され		
			た文書		
			記録された文書(六の項ハ)		
7	省議(これ	省議の決定	①省議の決定又は了解に係る立	10 年	•基本方針
	に準ずる	又は了解に	案基礎文書(七の項イ)		•基本計画
	ものを含	関する立案			・条約その他の国際約束
	む。この項	の検討その			・大臣指示
	において	他の重要な			
	同じ。)の	経緯	の検討に関する調査研究文書(七		の状況調査
	決定又は		の項イ)		・関係団体・関係者のヒア
	了解及び				リング
	その経緯				 •配付資料
			て提出された文書(七の項ロ)及		
			び省議(国務大臣を構成員とする		
			省議に限る。)の議事が記録され		
			一直域に限る。		
					 ・決定・了解文書
			記録された文書(七の項ハ)		・議事の記録
			125/10/15/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/20/		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
8	複数の行	複数の行政	①申合せに係る案の立案基礎文	10 年	•基本方針
	政機関に	機関による	書(八の項イ)		•基本計画
	よる申合	申合せに関			・条約その他の国際約束
	せ及びそ	する立案の			・総理指示
	の経緯	検討及び他	②申合せに係る案の検討に関す		・外国・自治体・民間企業
		の行政機関	る調査研究文書(八の項イ)		の状況調査
		への協議そ			・関係団体・関係者のヒア
		の他の重要			リング
		な経緯	③申合せに係る案の検討に関す		•各省への協議案
			る行政機関協議文書(八の項イ)		・各省からの質問・意見
					・各省からの質問・意見に
					対する回答
			④他の行政機関との会議に検討		 •開催経緯
			のための資料として提出された		・議事の記録
			文書及び当該会議の議事が記録		•配付資料
			された文書その他申合せに至る		
			過程が記録された文書(八の項		
			<b>□</b> )		
			 ⑤申合せの内容が記録された文		 ・申合せ
			書(八の項ハ)		
9	他の行政	基準の設定	①立案基礎文書(九の項イ)	10 年	•基本方針
	機関に対	に関する立			•基本計画
	して示す	案の検討そ			・条約その他の国際約束
	基準の設	の他の重要			•大臣指示
	定及びそ	な経緯			・政務三役会議の決定
	の経緯		②立案の検討に関する審議会等		 •開催経緯
			文書(九の項イ)		•諮問
					•議事の記録
					•配付資料
					•中間答申、最終答申、中
					間報告、最終報告、建議、
					   提言
			文書(九の項イ)		の状況調査
					・関係団体・関係者のヒア
					リング
			   ④基準を設定するための決裁文		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			(施行令別表の該当項)		
			が記録された文書(九の項ロ) 		
			⑤基準を他の行政機関に通知し		•通知
	1d. === 0. 11	# ** • = = =	た文書(九の項ハ)		++++
10		基準の設定	①立案基礎文書(九の項イ) 	10 年	・基本方針
		に関する立			·基本計画 
	して示す	案の検討そ			・条約その他の国際約束
	基準の設	の他の重要			・大臣指示
	定及びそ	な経緯			・政務三役会議の決定
	の経緯		②立案の検討に関する審議会等		•開催経緯
			文書(九の項イ)		• 諮問
					・議事の記録
					•配付資料
					•中間答申、最終答申、中
					間報告、最終報告、建議、
					提言
			   ③立案の検討に関する調査研究		·外国·自治体·民間企業
			   文書(九の項イ)		   の状況調査
					  ・関係団体・関係者のヒア
					リング
			 ④基準を設定するための決裁文		 ·基準案
			   書その他基準の設定に至る過程		
			   が記録された文書(九の項ロ)		
			   ⑤基準を地方公共団体に通知し		 •通知
			   た文書(九の項ハ)		
個人	」 又は法人の権	」 ∶利義務の得喪及	L はびその経緯	I	l
11	個人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する審議会等	10 年	•開催経緯
	利義務の	法(平成5年	文書(十の項)		• 諮問
	得喪及び	法律第 88 号)			・議事の記録
	その経緯	第2条第8			  •配付資料
		号ロの審査			•中間答申、最終答申、中
		基準、同号			間報告、最終報告、建議、
		ハの処分基			提言
		準、同号二の	  ②立案の検討に関する調査研究		·外国·自治体·民間企業
		行政指導	文書(十の項)		の状況調査
		指針及び同			・関係団体・関係者のヒア
		法第6条の			リング
		標準			
		'I <del>⊼</del>			

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	的な期間に	③意見公募手続文書(十の項)		·審査基準案·処分基準案·行
	関する立案			政指導指針案
	の家の津そ			•意見公募要領
	の他の重要			•提出意見
	な経緯			・提出意見を項処理他結果
				及びその理由
		④行政手続法第2条第8号ロの	-	・審査基準案・処分基準案・
		審査基準、同号ハの処分基準及		行政指導指針案
		び同号二の行政指導指針を定め		
		るための決裁文書(十の項)		
		⑤行政手続法第6条の標準的な	-	•標準処理期間案
		期間を定めるための決裁文書		
		(十の項)		
	(2)行政手続	許認可等をするための決裁文書	10 年(国	•審査案
	法第2条第	その他許認可等に至る改訂が記	立公文書	•理由
	3号の許認	録された文書(十一の項)	館への移	
	可等(以下		管の措置	
	「許認可等」		をとるべき	
	という。)に		ことを定め	
	関する重要		たものに	
	な経緯		限る。)又は	
			許認可等	
			の効力が	
			消滅する	
			日に係る	
			特定日以	
			後5年	
	(3)行政手続	不利益処分をするための決裁文	処分がさ	• 処分案
	法第2条第	書その他当該処分に至る過程が	れる日に	•理由
	4号の不利	記録された文書(十二の項)	係る特定	
	益処分(以下		日以後5	
	「不利益処		年	
	分」という。)			
	に関する重			
	要な経緯			

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施 行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	(4)補助金等	①交付の要件に関する文書(十三	交付に係	•交付規則•交付要綱•実
	(補助金等	の項イ)	る事業が	施要領 •審査要領•選考基準
	に係る予算	②交付のための決裁文書その他	終了する	•審査案
	の執行の適	交付に至る過程が記録された文	日に係る	・理由
	正化に関す	書(十三の項ロ)	特定日以	
	る法律(昭和	③補助事業等実績報告書(十三の	後5年	•実績報告書
	30 年法律第	項ハ)		
	179号)第2			
	条第1項の			
	補助金等を			
	いう。以下同			
	じ。)の交付			
	に関する重			
	要な経緯			
	(5)不服申立	①不服申立書又は口頭による不	裁決、決定	•不服申立書
	てに関する	服申立てにおける陳述の内容を	その他の	•録取書
	審議会等に	録取した文書(十四の項イ)	処分がさ	
	おける検討	②審議会等文書(十四の項ロ)	れる日に	 ·諮問
	その他の重		係る特定	・議事の記録 ・配付資料
	要な経緯		日以後 10	•答申、建議、意見
		③裁決、決定その他の処分をする	年	·弁明書
		ための決裁文書その他当該処分		· 反論書 · 意見書
		に至る過程が記録された文書(十		
		四の項ハ)		
		④裁決書又は決定書(十四の項		•裁決•決定書
		=)		
	(6)国又は行	①訴訟の提起に関する文書(十五	訴訟が終	•訴状
	政機関を当	の項イ)	結する日	・期日呼出状
	事者とする	②訴訟における主張又は立証に関	に係る特	·答弁書
	訴訟の提起	する文書(十五の項ロ)	定日以後	・準備書面 ・各種申立書
	その他の訴		10 年	•口頭弁論
	訟に関する			·証人等調書 ·証書
	重要な経緯			
		③判決書又は和解調書		·判決書 ·和解調書
			I .	1日7千四岁 目

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
12	法人の権	(1)行政手続	①立案の検討に関する審議会等	10 年	•開催経緯
	利義務の	法第2条第	文書(十の項)		• 諮問
	得喪及び	8号ロの審			・議事の記録
	その経緯	査基準、同			•配付資料
		号ハの処分			•中間答申、最終答申、中
		基準、同号二			間報告、最終報告、建議、
		の行政指導			提言
		指針及び同	②立案の検討に関する調査研究	-	・外国・自治体・民間企業
		法第6条の	文書(十の項)		の状況調査
		標準的な期			・関係団体・関係者のヒア
		間に関する			リング
		立案の検討	③意見公募手続文書(十の項)	-	·審査基準案·処分基準案·
		その他の重			行政指導指針案
		要な経緯			•意見公募要領
					•提出意見
					・提出意見を考慮した結果
					及びその理由
			④行政手続法第2条第8号ロの	-	・審査基準案・処分基準案・
			審査基準、同号ハの処分基準及		行政指導指針案
			び同号二の行政指導指針を定め		
			るための決裁文書(十の項)		
			⑤行政手続法第6条の標準的な	-	•標準処理期間案
			期間を定めるための決裁文書(十		
			項)		
		(2)許認可等	許認可等をするための決裁文書	10 年(国	•審査案
		に関する重	その他許認可等に至る過程が記	立公文書	•理由
		要な経緯	録された文書(十一の項)	館への移	
				管の措置	
				をとるべ	
				きことを	
				定めたも	
				のに限	
				る。)又は	
				許認可等	
				の効力が	
				消滅する	
				日に係る	
				特定日以	

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
7 %	木切の巨力	(施行令別表の該当項)		XIII)
			後5年	
	(3)不利益処	不利益処分をするための決裁文	処分がさ	•処分案
	分に関する	書その他当該処分に至る過程が	れる日に	•理由
	重要な経緯	記録された文書(十二の項)	係る特定	
			日以後5	
			年	
	(4)補助金等	①交付の要件に関する文書(十三	交付に係	•交付規則•交付要綱•実
	の交付(地方	の項イ)	る事業が	施要領
	公共団体に		終了する	•審査要領•選考基準
	対する交付	②交付のための決裁文書その他	日に係る	
	を含む。)に	交付に至る過程が記録された文	特定日以	·理由
	関する重要	書(十三の項ロ)	後5年	
	な経緯	③補助事業等実績報告書(十三の	-	 ·実績報告書
		項ハ)		
	(5)不服申立	①不服申立書又は口頭による不	裁決、決定	・不服申立書
	てに関する	服申立における陳述の内容を録	その他の	· 録取書
	審議会等に	取した文書(十四の項イ)	処分がさ	
	おける検討	  ②審議会等文書(十四の項ロ)	れる日に	 •諮問
	その他の重		係る特定	・議事の記録
	要な経緯		日以後 10	•配付資料
			年	•答申、建議、意見
			-	
		│ │ ための決裁文書その他当該処分		  • 反論書
		   に至る過程が記録された文書(十		  •意見書
		四の項ハ)		
			-	
		=)		
	(6)国又は行	´ ①訴訟の提起に関する文書(十五	訴訟が終	  -訴状
	政機関を当	の項イ)	結する日	- 期日呼出状
	事者とする	②訴訟の主張又は立証に関する	に係る特	 答弁書
	訴訟の提起	文書(十五の項)	定日以後	- 準備書面
	その他の訴		十年	·各種申立書
	訟に関する			- 口頭弁論
	重要な経緯		-	
	主文・の作作	(八)		•書証
				· 判決書 · 和解調書
				7日7十四岁 目

		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	- 
		未物の位力	   (施行令別表の該当項)	休竹州间	<b>共体的</b>
13	職員の人	(1)人事評価	①立案の検討に関する調査研究	10 年	•外国•自治体•民間企業
	事に関す	実施規程の	文書(十六の項イ)		の状況調査
	る事項	制定又は変			・関係団体・関係者のヒア
		更及びその			リング
		経緯	②制定又は変更のための決裁文		•規程案
			書(十六の項ロ)		
			③制定又は変更についての協議	<u>.</u>	 ·協議案
			案、回答書その他の内閣総理大		•回答書
			臣との協議に関する文書(十六の		
			項ハ)		
			④軽微な変更についての内閣総		 •報告書
			理大臣に対する報告に関する文		
			   書(十六の項二)		
		(2)職員の研	①計画の立案に関する調査研究	3年	•外国•自治体•民間企業
		修の実施に	文書(十七の項)		の状況調査
		関する計画			・関係団体・関係者のヒア
		の立案の検			リング
:		討その他の	②計画を制定又は改廃するため		 •計画案
		職員の研修	の決裁文書(十七の項)		
		に関する重	   ③職員の研修の実施状況が記載		 ·実績
		要な経緯	された文書(十七の項)		
		(3)職員の兼	職員の兼業の許可の申請書及び	3年	·申請書
		業の許可	当該申請に対する許可に関する		•承認書
			文書(十八の項)		
		(4)退職手当	退職手当の支給に関する決定の	支給制限	·調書
		の支給に関	内容が記録された文書及び当該	その他の	
		する重要な	決定に至る過程が記録された文	支給に関	
		経緯	 書(十九の項)	する処分	
				を行うこ	
				とができ	
				る期間又	
				は5年の	
				いずれか	
				長い期間	
スの	  他の事項			区(海川	
( 0)	心心中识				

	 事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			(施行令別表の該当項)		
14		(1)告示の立	①立案の検討に関する審議会等	10 年	•開催経緯
	及び通達	案の検討そ	文書(二十の項イ)		∗諮問
	の制定又	の他の重要			・議事の記録
	は改廃及	な経緯(1の			•配付資料
	びその経	項から 13 の			•中間答申、最終答申、中
	緯	項までに掲			間報告、最終報告、建議、
		げるものを			提言
		除く。)	②立案の検討に関する調査研究	-	•外国•自治体•民間企業
			文書(二十の項イ)		の状況調査
					・関係団体・関係者のヒア
					リング
			  ③意見公募手続文書(二十の項	-	 ·告示案
			1)		•意見公募要領
					•提出意見
					・提出意見を考慮した結果
					及びその理由
				-	 ・各省への協議案
					・各省からの質問・意見
					・各省からの質問・意見に
					対する回答
			  ⑤制定又は改廃のための決裁文	-	  -告示案
			書(二十の項口)		
			⑥官報公示に関する文書(二十の	-	  •官報
			項ハ)		
		(2)訓令及び	①立案の検討に関する調査研究	10 年	•外国•自治体•民間企業
		通達の立案	文書(二十の項イ)		の状況調査
		の検討その			・関係団体・関係者のヒア
		他の重要な			リング
		経緯(1の項	②制定又は改廃のための決裁文	•	
		から 13 の項	書(二十の項ロ)		•行政文書管理規則案
		までに掲げ			•公印規程案
		るものを除			
		<b>〈</b> 。)			
15	予算及び		 ①歳入、歳出、継続費、繰越明許	10 年	・概算要求の方針
	決算に関	出、継続費、	費及び国庫債務負担行為の見積		·大臣指示
	する事項	繰越明許費	に関する書類並びにその作製の		・政務三役会議の決定
		及び国庫債	基礎となった意思決定及び当該		•省内調整
		務負担行為	意思決定に至る過程が記録され		•概算要求書

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
		(施行令別表の該当項)		
	の見積に関	た文書(二十一の項イ)		
	する書類の	②財政法(昭和 22 年法律第 34		- 予定経費要求書
	作製その他	号)第 20 条第2項の予定経費要		・継続費要求書
	の予算に関	求書等並びにその作製の基礎と		•繰越明許費要求書
	する重要な	なった意思決定及び当該意思決		•国庫債務負担行為要求書
	経緯(5の項	定に至る過程が記録された文書		・予算決算及び会計令第 12
	(1)及び(4)	(二十一の項ロ)		条の規定に基づく予定
	に掲げるも			経費要求書等の各目明
	のを除く。)			細書
		3①及び②に掲げるもののほか、	·	<ul><li>・行政事業レビュー</li></ul>
		予算の成立に至る過程が記録さ		•執行状況調査
		れた文書(二十一の項ハ)		
	!	 ④歳入歳出予算、継続費及び国庫		 ・予算の配賦通知
		債務負担行為の配賦に関する文		
		書(二十一の項二)		
		 ①歳入及び歳出の決算報告書並	5年	  ・歳入及び歳出の決算報告
	歳出の決算	びにその作製の基礎となった意		書
	報告書並び	思決定及び当該意思決定に至る		・国の債務に関する計算書
	に国の債務	   過程が記録された文書(二十二の		·継続費決算報告書
	に関する計	   項イ)		· 歳入徴収額計算書
	算書の作製			•支出計算書
	その他の決			  •歳入簿•歳出簿•支払計
	算に関する			   画差引簿
	重要な経緯			  •徴収簿
	(5の項(2)			- 支出決定簿
	及び(4)に掲			- 支出簿
	げるものを			·支出負担行為差引簿
	除く。)			・支出負担行為認証官の帳
	1934 40 7	た計算書及び証拠書類(二十二の		(文出 英
		「「現一人」 「項目」		<i>冷</i>  •計算書
		·		·証拠書類
				(※会計検査院保有のも
				のを除く。)
		果に関する文書(二十二の項ハ)		(※会計検査院保有のも
		本に因りの人目(一十一の代/1)		のを除く。)
		   <u> </u>   ④①から③までに掲げるものの		
				- 初音
		ほか、決算の提出に至る過程が		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
			・・・・ (施行令別表の該当項)   記録された文書(二十二の項二)		
			⑤国会における決算の審査に関		 ・警告決議に対する措置
			する文書(二十二の項木)		・指摘事項に対する措置
16	機構及び	機構及び定	機構及び定員の要求に関する文	10 年	•大臣指示
	定員に関	員の要求に	書並びにその基礎となった意思		・政務三役会議の決定
	する事項	関する重要	  決定及び当該意思決定に至る過		•省内調整
		な経緯	 程が記録された文書(二十三の項)		· 機構要求書
					•定員要求書
					· 定員合理化計画
17	独立行政	(1)独立行政	①立案の検討に関する調査研究	10 年	・外国・自治体・民間企業の状
	法人等に	法人通則法	文書(二十四の項イ)		況調査
	関する事	(平成 11 年	②評価委員会に検討のための資		・関係団体・関係者のヒアリン
	項	法律第 103	料として提出された文書、評価委		グ
		号)その他の	員会における議事が記録された		•開催経緯
		法律の規定	文書及び評価委員会の決定又は		• 諮問
		による中期	了解に至る過程が記録された文		•議事の記録
		目標の制定	書(二十四の項ロ)		•配付資料
		又は変更に	③制定又は変更のための決裁文		•意見
		関する立案	書(二十四の項ハ)		•中期目標案
		の検討その	④中期計画、事業報告書その他の		•中期計画
		他の重要な	中期目標の達成に関し法律の規		•年度計画
		経緯	定に基づき独立行政法人等によ		•事業報告書
			り提出され、又は公表された文書		
			(二十四の項二)		
		(2)独立行政	①指導監督をするための決裁文	5年	·報告
		法人通則法	書その他指導監督に至る過程が		• 検査
		その他の法	記録された文書(二十五の項イ)		・是正措置の要求
		律の規定に	②違法行為等の是正のため必要		•是正措置
		よる報告及	な措置その他の指導監督の結果		
		び検査その	の内容が記録された文書(二十五		
		他の指導監	の項口)		
		督に関する			
		重要な経緯			
18	政策評価	行政機関が	①政策評価法第6条の基本計画	10 年	•開催経緯
	に関する	行う政策の	又は政策評価法第7条第1項の		・議事の記録
	事項	評価に関す	実施計画の制定又は変更に係る		•配付資料

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
	る法律(平成	審議会等文書(二十六の項イ)		·中間報告、最終報告、提
	13 年法律第			言
	86 号。以下	   ②基本計画又は実施計画の制定		 ·外国·自治体·民間企業
	「政策評価	又は変更に至る過程が記録され		の状況調査
	法」という。)	た文書(二十六の項イ)		・関係団体・関係者のヒア
	第6条の基			リング
	本計画の立	③基本計画の制定又は変更のた	•	 ·基本計画案
	案の検討、政	めの決裁文書及び当該制定又は		•通知
	策評価法第	変更の通知に関する文書(二十六		
	10 条第1項	の項イ)		
	の評価書の	④実施計画の制定又は変更のた	•	・事後評価の実施計画案
	作成その他	めの決裁文書及び当該制定又は		•通知
	の政策評価	変更の通知に関する文書(二十六		
	の実施に関	の項イ)		
	する重要な	⑤評価書及びその要旨の作成の		·評価書
	経緯	ための決裁文書並びにこれらの		•評価書要旨
		通知に関する文書その他当該作		
		成の過程が記録された文書(19		
		の項に掲げるものを除く。)(二		
		十六の項ロ)		
		⑥政策評価の結果の政策への反		・政策への反映状況案
		映状況の作成に係る決裁文書及		•通知
		び当該反映状況の通知に関する		
		文書その他当該作成の過程が記		
		録された文書(二十六の項ハ)		
公共事業	直轄事業と	①立案基礎文書(二十七の項イ)	事業終了	•基本方針
の実施に	して実施さ		の日に係	・基本計画
関する事	れる公共事		る特定日	・条約その他の国際約束
項	業の事業計		以後5年	・大臣指示
	画の立案に		又は事後	·政務三役会議の決定 
	関する検討、	②立案の検討に関する審議会等	評価終了	•開催経緯
	関係者との	文書(二十七の項イ)	の日に係	• 諮問
	協議又は調		る特定日	・議事の記録
	整及び事業		以後 10 年	•配付資料
	の施行その		のいずれ	•中間答申、最終答申、中
	他の重要な		か長い期	間報告、最終報告、建議、
	経緯		間	提言

事項	į	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
	ı	(の) 京議会等	(施行令別表の該当項)	10 年	日日 / 少 女又 4 本
		(2)審議会等	審議会等文書(二十九の項)	10 #	・開催経緯
		(1の項か			· 諮問
		ら 20 の項ま			・議事の記録
		でに掲げる			•配付資料
		ものを除			•中間答申、最終答申、中
		<b>〈</b> 。)			間報告、最終報告、建議、
	. + - **	1		N. 55 (5- HB	提言
22		文書の管理		常用(無期	・行政文書ファイル管理簿
	理等に関	等	他の業務に常時利用するものと	限)	
	する事項		して継続的に保存すべき行政文		
			書(三十の項)		
			②取得した文書の管理を行うた	5年	•受付簿
ļ			めの帳簿(三十一の項) 		
			③決裁文書の管理を行うための	30 年	•決裁簿
			帳簿(三十二の項)		
			④行政文書ファイル等の移管又	20 年	•移管•廃棄簿
			は廃棄の状況が記録された帳簿		
			(三十三の項)		
			⑤行政文書ファイル等の類型及	5年	・廃棄の記録
			び廃棄時期が記録された帳簿		
23	統計調査	統計調査に	①統計の企画立案に関する経緯	5年	•基本方針
		関する重要	が記録された文書		•基本計画
	事項	な経緯	TO HOUSE TO THE STATE OF THE ST		•要領
	7.7	S4744		<u> </u>	
			録された文書		
			③統計の実施に関する経緯が記		 ·実施案
			録された文書 		-事務処理基準
			④統計の集計結果に関する文書	20 年	•調査報告書
24	契約に関	契約に関す	契約に係る決裁文書及びその他	契約が終	•仕様書案
	する事項	る重要な経	契約に至る過程が記録された文	了する日	•協議∙調整経緯
		緯	書	に係る特	
				定日以後	
				5年	
	<u> </u>	<u> </u>			

事 項 業務の区分 当該業務に係る行政文書の類型 保存期間 具体例 (施行令別表の該当項)

#### 備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、 その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見 又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定され る質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
- 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第 14 条第 12 項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日(19 の項にあっては、 事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年 以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が 認める場合にあっては、その日)
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、 それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行 政機関に適用するものとする。
- 五 本表各項の第5欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに 事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書の例を示している ものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味するものではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

#### 1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には独立行政法人国立公文書館に移管するものとする。

- 【 I 】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、 決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

## 2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 (移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(6)に沿って行うものとし、いずれか の基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

## (1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のとおりとする。

	·, C 00 , C , O 0					
事項		業務の区分	保存期間満了時の措置			
法令の制定又は改廃及びその経緯						
1	法律の制定又	(1)立案の検討	移管			
,	は改廃及びそ	(2) 法律案の審査				
	の経緯	(3)他の行政機関への協議				

		T	
		(4) 閣議	
		(5) 国会審議	
		(6) 官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
2	条約その他の	(1)締結の検討	移管(経済協力関係等で定型化
	国際約束の締	(2)条約案の審査	し、重要性がないものは除
	結及びその経	(3) 閣議	⟨。)
	緯	(4) 国会審議	
		(5) 締結	
		(6) 官報公示その他の公布	
3	政令の制定又	(1) 立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2) 政令案の審査	
	の経緯	(3) 意見公募手続	
		(4) 他の行政機関への協議	
		(5) 閣議	
		(6) 官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
4	省令その他の	(1)立案の検討	移管
	規則の制定又	(2) 意見公募手続	
	は改廃及びそ	(3)制定又は改廃	
	の経緯	(4) 官報公示	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議、関解及びそ		構成される会議又は省議(これらに準す	ざるものを含む。)の決定又は了
5	閣議の決定又	(1)予算に関する閣議の求め及び	移管
	は了解及びそ	予算の国会提出その他の重要	
	の経緯	な経緯	
		(2)決算に関する閣議の求め及び	
		決算の国会提出その他の重要	
		な経緯	
		(3) 質問主意書に対する答弁に関	
		する閣議の求め及び国会に対	
		する答弁その他の重要な経緯	
		(4)基本方針、基本計画又は白書	
		その他の閣議に付された案件	

11	個人の権利義	(1)行政手続法第2条第8号ロの	移管
	スは法人の権利義務の		
	びその経緯		
	基準の設定及		
	に対して示す	その他の重要な経緯	
10	地方公共団体	基準の設定に関する立案の検討	移管
	びその経緯		
	基準の設定及		
	に対して示す	その他の重要な経緯	
9	他の行政機関	基準の設定に関する立案の検討	移管
	緯	緯	
	せ及びその経	機関への協議その他の重要な経	
	関による申合	関する立案の検討及び他の行政	
8	複数の行政機	複数の行政機関による申合せに	移管
準の説	段定及びその経緯		
複数0		 ·せ又は他の行政機関若しくは地方公共	 団体に対して示す基
	及びその経緯		
	決定又は了解		
	いて同じ。)の		
	む。この項にお		
	ずるものを含	案の検討その他の重要な経緯	
7	<u>の経緯</u> 省議(これに準	省議の決定又は了解に関する立	 移管
	は了解及びそ		
	じ。)の決定又		
	において同		
	を含む。この項		
	に準ずるもの	協議その他の重要な経緯	
	れる会議(これ	案の検討及び他の行政機関への	
	の長で構成さ	会議の決定又は了解に関する立	
6	関係行政機関	関係行政機関の長で構成される	移管 
	00 ls /= -1.1W.00	のを除く。)	To hir
		項(1)から(3)までに掲げるも	
		の項から4の項まで及び5の	
		の求めその他の重要な経緯(1	
		に関する立案の検討及び閣議	

務の領	导喪及び	審査基準、同号ハの処分基準、	
その糸	圣緯	同号二の行政指導指針及び同	
		法第6条の標準的な期間に関	
		する立案の検討その他の重要	
		な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ以外は廃
			棄。以下同じ。)
			・国籍に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経	廃棄
		緯	
		(4)補助金等の交付に関する重要	以下について移管
		な経緯	・補助金等の交付の要件に関す
			る文書
		(5)不服申立てに関する審議会等	以下について移管
		における検討その他の重要な	・法令の解釈やその後の政策立
		経緯	案等に大きな影響を与えた事件
			に関するもの
			・審議会等の裁決等について年
			度ごとに取りまとめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とす	以下について移管
		る訴訟の提起その他の訴訟に	・法令の解釈やその後の政策立
		関する重要な経緯	案等に大きな影響を与えた事件
			に関するもの
12   法人0	の権利義	(1)行政手続法第2条第8号ロの	移管
務の領	导喪及び	審査基準、同号ハの処分基準、	
その糸	圣緯	同号二の行政指導指針及び同	
		法第6条の標準的な期間に関	
		する立案の検討その他の重要	
		な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管
			・運輸、郵便、電気通信事業その
			他の特に重要な

	1		
			公益事業に関するもの
			・公益法人等の設立・廃止等、指
			導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経	以下について移管
		緯	・運輸、郵便、電気通信事業その
			他の特に重要な公益事業に関
			するもの
			・公益法人等及び公益信託に関
			するもの
		(4)補助金等の交付(地方公共団	以下について移管
		体に対する交付を含む。)に関	・補助金等の交付の要件に関す
		する重要な経緯	る文書
			・補助事業等実績報告書に関す
			るもの
		(5)不服申立てに関する審議会等	以下について移管
		における検討その他の重要な	・法令の解釈やその後の政策立
		経緯	案等に大きな影響を与えた事件
			に関するもの
			・審議会等の裁決等について年
			度ごとに取りまとめたもの
		(6)国又は行政機関を当事者とす	以下について移管
		る訴訟の提起その他の訴訟に	・法令の解釈やその後の政策立
		関する重要な経緯	案等に大きな影響を与えた事件
			に関するもの
職員の人	」 人事に関する事項	1	1
13	職員の人事に	(1)人事評価実施規程の制定又は	移管
	関する事項	変更及びその経緯	
		(2)職員の研修の実施に関する計	_ 廃棄
		画の立案の検討その他の職員	※別表第1の備考二に掲げるも
		の研修に関する重要な経緯	のも同様とする。
		(3)職員の兼業の許可に関する重	(ただし、閣議等に関わる
		要な経緯	ものについては移管)
		(4)退職手当の支給に関する重要	
		な経緯	
その他の	)事項		1
I			

14	告示、訓令及び	(1)告示の立案の検討その他の重	廃棄
	通達の制定又	要な経緯(1の項から 13 の項	
	は改廃及びそ	までに掲げるものを除く。)	
	の経緯		
		(2)訓令及び通達の立案の検討そ	以下について移管
		の他の重要な経緯(1の項から	・行政文書管理規則その他の重
		13 の項までに掲げるものを除	要な訓令及び通達の制定又は
		⟨∘⟩	改廃のための決裁文書
15	予算及び決算	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明	以下について移管
	に関する事項	許費及び国庫債務負担行為の	・財政法第 17 条第2項の規定に
		見積に関する書類の作製その	よる歳入歳出等見積書類の作
		他の予算に関する重要な経緯	製の基礎となった方針及び意思
		(5の項(1)及び(4)に掲げる	決定その他の重要な経緯が記
		ものを除く。)	録された文書(財務大臣に送付
			した歳入歳出等見積書類を含
			む。)
			・財政法第 20 条第2項の予定経
			費要求書等の作製の基礎となっ
			た方針及び意思決定その他の
			重要な経緯が記録された文書
			(財務大臣に送付した予定経費
			要求書等を含む。)
			・上記のほか、行政機関における
			予算に関する重要な経緯が
			記録された文書
			以下について移管
		びに国の債務に関する計算書	・財政法第 37 条第1項の規定に
		の作製その他の決算に関する	よる歳入及び歳出の決算報告
		重要な経緯(5の項(2)及び(4)	   書並びに国の債務に関する計
		に掲げるものを除く。)	   算書の作製の基礎となった方針
			及び意思決定その他の重要な
			経緯が記録された文書(財務大
			臣に送付した歳入及び歳出の
			決算報告書並びに国の債務に
			関する計算書を含む。)
			因りで日界市で日也。/

			・財政法第 37 条第3項の規定に
			よる継続費決算報告書の作製
			の基礎となった方針及び意思
			決定その他の重要な経緯が記
			録された文書(財務大臣に送付
			した継続費決算報告書を含
			む。)
			・財政法第 35 条第2項の規定に
			よる予備費に係る調書の作製の
			基礎となった方針及び意思決定
			その他の重要な経緯が記録され
			た文書(財務大臣に送付した予
			備費に係る調書を含む。)
			・上記のほか、行政機関における
			決算に関する重要な経緯が記
			録された文書
	 機構及び定員	   機構及び定員の要求に関する重	移管
16	に関する事項	要な経緯	
17			移管
	 等に関する事	   法律の規定による中期目標(独	
	 項	   立行政法人通則法第2条第3	
		   項に規定する国立研究開発法	
		人にあっては中長期目標、同条	
		   第4項に規定する行政執行法	
		   人にあっては年度目標)の制定	
		   又は変更に関する立案の検討	
		その他の重要な経緯	
		(2)独立行政法人通則法その他の	移管
		   法律の規定による報告及び検	
		を 査その他の指導監督に関する	
		   重要な経緯	
L	1		

18	政策評価に関	政策評価法第6条第1項の基本	移管
	する事項	計画の立案の検討、政策評価法第	
		10 条第1項の評価書の作成その	
		他の政策評価の実施に関する重	
		要な経緯	
19	公共事業の実	直轄事業として実施される公共	以下について移管
	施に関する事	事業の事業計画の立案に関する	・総事業費が特に大規模な
	項	検討、関係者との協議又は調整及	事業(例:100 億円以上)
		び事業の施工その他の重要な経	については、事業計画の
		緯	立案に関する検討、環境
			影響評価、事業完了報
			告、評価書その他の重要
			なもの
			・総事業費が大規模な事業
			(例:10 億円以上)につ
			いては、事業計画の立案
			に関する検討、事業完了
			報告、評価書その他の特
			に重要なもの
			・工事誌
20	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又はは〈奪	以下について移管
	に関する事項	の重要な経緯(5の項(4)に掲げ	・栄典制度の創設・改廃に
		るものを除く。)	関するもの
			・叙位・叙勲・褒章の選考・
			決定に関するもの
			・国民栄誉賞等特に重要な
			大臣表彰に係るもの
			・国外の著名な表彰の授与
			に関するもの
21	国会及び審議	(1)国会審議(1の項から 20 の項	以下について移管
	会等における	までに掲げるものを除く。)	・大臣の演説に関するもの
	審議等に関す		・会期ごとに作成される想

	る事項		定問答
		(2)審議会等(1の項から 20 の項	以下について移管
		までに掲げるものを除く。)	・審議会その他の合議制の
			機関(部会、小委員会等を含
			む。)及び懇談会等行政運営上
			の会合に関するもの
22	文書の管理等	文書の管理等	以下について移管
	に関する事項		•移管•廃棄簿
23	統計調査に関す	統計調査に関する重要な経緯	以下について移管
	る事項		・基幹統計調査の企画に関
			する文書及び調査報告書
			・一般統計調査の調査報告
			書
24	契約に関する事	契約に関する重要な経緯	廃棄
27	項		

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用して	・基本計画
いる制度(例:政策評価、情報公開、	・年間実績報告書等
予算・決算、補助金等、機構・定	・施行状況調査・実態状況調査
員、人事管理、統計等)について、制	・意見・勧告
度を所管する行政機関による当該制	・その他これらに準ずるもの
度の運用状況の把握等に関する事項	
国際会議	・国際機関(IMF,ILO,WHO 等)に関する会議又は閣
	僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思
	決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、
	会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計
	画、実施及び評価に関する文書
	・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書
	・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	・年次報告書
	・広報資料
	・大臣記者会見録

## 大臣等の事務引継書

#### (2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

#### (災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス 感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123 便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな 影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件(オウム真理教対策)など社会や その後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

## (我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に 共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

## (国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020 年東京オリンピック・パラリンピック等

#### (革新的又は線案的な技術の研究開発)

スーパーコンピュータ、衛星技術等

- ② 総括文書管理者は委員会における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該 重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書について は、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。
- ③ 領土・主権に関連する文書については、1の【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。

また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

### (3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書

昭和 27 年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和 27 年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

## (4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成 26 年政令第 336 号)及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成 26 年 10 月 14 日閣議決定)を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(令和7年1月31日閣議決定)を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

# (5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、個別に判断するものとする。

## (6)注意事項

① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。

- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.
  - 【 I 】~【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべき者である場合がある(例:直轄事業として実施される総事業費10億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修復した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等)。また、当初「廃

棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事なんどによって歴史 的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更す る必要がある。

④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ、移管することとする。